令和８年４月１日開所小規模保育事業

審査基準書

令和７年５月

座間市

目次

１ 選定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

２ 提案内容の採点基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

１　選定の流れ

令和８年４月１日開所小規模保育事業の選定に当たっては、新設保育所等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

書類審査は、応募者が公募要項「１　応募条件」に示す条件を満たしているか否かを確認する。満たしていない要件がある場合は、失格とする。

プレゼンテーション及びヒアリング審査は、事業計画書の提案内容を「２ 提案内容の採点基準表」の評価項目に基づき、評価する。

応募法人が５法人以上となった場合は、委員会において、「２ 提案内容の採点基準表」に基づき、事前評価を行い、上位４法人のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施するものとする。この場合において、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施しない法人は、応募資格を喪失したものとみなす。

プレゼンテーション及びヒアリングは、各々１０分以内とする。

プレゼンテーションで使用する資料は、応募時に提出したものを準拠することとし、追加資料の配布は行わないこと。また、法人を特定できる表示を記載しないこと。

プレゼンテーション及びヒアリングへの法人の参加可能人数は３名までとする。法人代表者（委員会及びヒアリングにおいて、その発言に対し責任を持ち、実施できる立場にある者）１名及び施設長予定者１名の２名は、必ず出席すること。

ヒアリングでは、申請書類の内容、施設長予定者に保育内容等について確認する。

施設長予定者をやむを得ず変更する場合は、事業移管する法人の決定後であっても、再度ヒアリングを行い、その結果によっては決定を取り消すことがある。

プレゼンテーション及びヒアリング審査においては、項目ごとに採点者の最上位点数及び最下位点数を除いた点数を合計し、得点が最も高い法人を最優秀法人とする。

ただし、合計得点を有効採点者数で除した点数が満点となる点数の６０％に満たない場合は、その法人を失格とする。

審査の結果、最優秀法人を選定するが、本市及び委員会は、必要に応じて附帯条件を付すことができる。

委員会における選定結果を踏まえ、本市は優先交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議の上、認可に向けて協議をする。審査の結果は、文書で全応募者に通知するとともに、速やかに本市ホームページで公表する。

令和３年６月予定

①書類審査

②プレゼンテーション及び

ヒアリング審査

③最優秀法人の選定

④優先交渉権者の決定

失格

失格

満たしていない要件がある

全ての要件を満たしている。５法人以上申込があった際は事前評価を行い、

上位４法人がプレゼンテーション及びヒアリング審査に進む。

⑤認可へ向けた協議開始

詳細仕様の調整・反映

図１　最優秀法人決定までのフロー図

２　提案内容の採点基準表

　　採点基準は、次のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 評価項目 | 視点 |
| １ | 待機児童の解消（５０点） | 認可定員の設定数（１０～１９人）。 |
|
|
| ２ | 連携施設（１０点） | 卒園後の連携施設の施設類型。※幼稚園を連携施設とすることは可能だが、加点はしない。 |
| ３ | 整備地域（１０点） | 本市の保育需要の地域差。 |
| ４ | 連携施設の距離（１０点） | 小規模保育施設から連携施設までの距離。 |
|
| ５ | 保育の提供時間（１０点） | １１時間保育より長時間の保育の提供について提案がなされているか。 |
|
| ６ | 特別保育（５点） | 障がい児保育を行えるか。 |
|
| ７ | その他評価できるもの（５点） | 事業計画書に記載している中で、評価できるもの |
| 合計　１００点 |